

防災基本計画修正（令和元年5月）の概要

■防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する計画で、災害の未然防止、被害の軽減及び災害復旧のための諸施策等の基本的な事項を定めるもの。

主な修正項目

平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策に関する修正

- 「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、
地域の災害リスクとるべき避難行動等の周知
(避難訓練と合わせた防災教育の実施や防災と福祉の連携等)



防災教育の実施

- 住民の避難行動等を支援する防災情報の提供

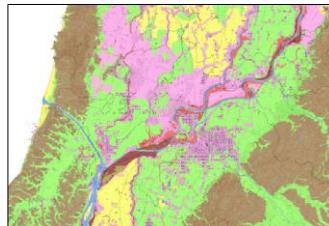
5段階の警戒レベルでの防災情報の提供

[避難のタイミングを明確化]

警戒レベル (洪水・土砂災害)	住民がとるべき行動	行動を促す情報	防災気象情報
警戒 レベル5	命を守る最善の行動	災害の発生情報 (出来る範囲で発表)	指定河川 洪水予報
警戒 レベル4	避難	・避難勧告 ・避難指示(緊急)	土砂災害 警戒情報 警報
警戒 レベル3	高齢者等は避難 他の住民は準備	避難準備・高齢者等 避難開始	危険度分布 等

昨年発生した災害への対応の教訓を踏まえた修正

- ISUT（災害時情報集約支援チーム）の派遣
- 被災市区町村応援職員確保システムの充実
- 液状化ハザードマップの作成・公表



液状化ハザードマップの例

- 関係機関の緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理
- 走锚等に起因する事故防止のための監視体制の強化等
- ため池の耐震化や統廃合の推進



整備前



整備後

ため池の耐震化

その他最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正

- 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応
(「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に基づき実施)
- 外国人に対する防災・気象情報の多言語化

- 行政・NPO・ボランティア等の三者連携による情報共有会議の整備・強化
- 中小企業等における防災・減災対策の普及促進